

平成十五年八月一日受領
答弁第一一五号

内閣衆質一五六第一一五号

平成十五年八月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員の贈与等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員の贈与等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

平成十二年度及び平成十三年度のそれぞれの贈与等の報告について、金銭・物品等の供与及び供応接待並びに報酬（事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）第八条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の区分（以下「三分区」という。）の別に、贈与等により受けた利益等の価額の高い上位十件の内容をお示しすると、別表第一のとおりである。

なお、お尋ねの事項については、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号。以下「倫理法」という。）第九条第二項の規定により、贈与等により受けた利益等の価額が一件につき二万円を超えるものはすべて閲覧を請求することが認められているものであるが、順位を付けてその報告の内容を公にすることは、倫理法における贈与等の報告及び公開の制度の趣旨を超えており、また、報告の内容を公にされる職員の権利利益及び当該事業者等の正当な利益を害するおそれがあることから、贈与等を受けた職員の官職及び氏名並びに贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所並びにこれらを識別

することができることとなる事項について、その詳細をお示しすることは差し控えたい。

三について

平成十二年度及び平成十三年度のそれぞれの贈与等の報告について、三区分の別に、贈与等により受けた利益等の価額の最も高いものの当該価額となった理由をお示しすると、別表第二のとおりであり、いずれも国民の疑惑や不信を招くようなものではないと考えている。

四について

倫理法第九条第二項の規定による贈与等報告書（贈与等により受けた利益等の価額が一件につき二万円を超えるものに限る。）の閲覧の際に、当該報告書の写しの交付（以下「写しの交付」という。）を行っていない府省等及び写しの交付を行っている府省等は、別表第三のとおりであり、写しの交付を行っていない府省等で、今後、その取扱いの変更を予定しているものはない。

なお、写しの交付については、そもそも倫理法において権利として保障されていないものであって、各府省等において禁止しているものでないことから、先の答弁書（平成十五年六月二十四日内閣衆質一五六第五六号）十一及び十二についてで、倫理法第九条第二項の規定は写しの交付を権利として保障している

ものではないとの考え方の下、各府省等においては、その判断により写しの交付を行っている一部の府省等を除き、同項の規定による閲覧の際に、写しの交付を行っていない旨お答えしたものである。

別表第一

金銭・物品等の供与（平成12年度）

番号	1	2	3
府省等（注1）	文部省	文部省	文部省
所属部局	名古屋大学大学院医学研究科	岡崎国立共同研究機構分子科学研究所	旭川医科大学
官職(当時)	教授（医学部附属病院長）	教授(理論研究系研究主幹)	副学長
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成12年5月31日	平成12年5月31日	平成12年9月11日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	民間企業（新聞業）主催の賞の受賞	民間企業（新聞業）主催の賞の受賞	財団法人主催の賞の受賞
贈与等の内容又は報酬の内容	金銭（副賞：2,000,000円）、物品（副賞：腕時計約120,000円）	金銭（副賞：2,000,000円）、物品（副賞：腕時計約120,000円）	金銭（副賞）
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	約2,120,000円	約2,120,000円	2,000,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合には、その推計の根拠	物品については、時計メーカーのサービスセンターに確認	物品については、時計メーカーのサービスセンターに確認	—
供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（注2）	—	—	—
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	民間企業（新聞業） 名古屋市	民間企業（新聞業） 名古屋市	財団法人 札幌市
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあつては、当該役員等の役職又は地位（注3）	—	—	—
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	利害関係なし	利害関係なし	利害関係なし

（注1） 府省等は、職員から贈与等の報告を受けた府省等である（以下同じ。）。

（注2） 多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数である（以下同じ。）。

（注3） 倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位である（以下同じ。）。

番号	4	5	6
府省等	文部省	文部省	文部科学省
所属部局	東京外国語大学外国語学部	大阪大学大学院医学系研究科	京都大学
官職(当時)	教授(評議員)	教授(医学部附属病院長)	学長
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成12年6月21日	平成12年6月2日	平成13年1月25日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	財団法人主催の賞の受賞	学会主催の賞の受賞	財団法人主催の賞の受賞
贈与等の内容又は報酬の内容	金銭(副賞)	金銭(副賞)	金銭(副賞)
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	2,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	-	-	-
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(注2)	-	-	-
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	財団法人 東京都中央区	学会 東京都港区	財団法人 東京都千代田区
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位(注3)	-	-	-
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	利害関係なし	利害関係なし	利害関係なし

番号	7	8	9
府省等	文部科学省	国家公安委員会	農林水産省
所属部局	鹿児島大学医学部	北海道釧路方面帯広警察署	国際農林水産業研究センター生物資源部
官職(当時)	教授(学部長)	署長	主任研究官
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成13年1月15日	平成12年12月13日	平成12年4月27日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	学会主催の賞の受賞	歳末警戒等に従事する署員に対する激励、慰問	研究交流組織主催の賞の受賞
贈与等の内容又は報酬の内容	金銭(副賞)	物品(ミカン、カップめん、カイロ、ドリンク)	金銭(副賞:500,000円)、ゴールドメダル(約20,000円)
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	1,000,000円	約555,340円	約520,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	—	店頭販売価格による調査	ゴールドメダルについては、贈呈者に聞き取り
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(注2)	—	—	—
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	学会 東京都港区	警察協力団体 帯広市	研究交流組織 東京都千代田区
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位(注3)	—	—	—
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	利害関係なし	警察官と道民との間の親しみと理解を図ることを目的として設立されたもので、利害関係はない。	利害関係なし

番号	10
府省等	厚生省
所属部局	国立公衆衛生院
官職(当時)	次長
贈与等により利益を受け 又は報酬の支払を受けた 年月日	平成12年5月26日
贈与等又は報酬の支払の 基因となった事実	財団法人主催の賞の受賞
贈与等の内容又は報酬の 内容	金銭(副賞)
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額	500,000円
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額として推計した額を 記載している場合にあって は、その推計の根拠	—
供応接待を受けた場合に あっては、当該供応接待 を受けた場所の名称及び 住所並びに当該供応接待 の場に居合わせた者の人 数及び職業(注2)	—
贈与等をした事業者等又 は報酬を支払った事業者 等の種別及び所在地	財団法人 東京都千代田区
倫理法第2条第6項の規 定の適用を受ける役員等 が贈与等を行った場合に あっては、当該役員等の 役職又は地位(注3)	—
贈与等をし、又は報酬の 支払をした事業者等と職 員の職務との関係及び当 該職員が属する行政機関 等との関係	利害関係なし

供給接待（平成12年度）

番号	1	2	3
府省等	経済産業省	特許庁	文部科学省
所属部局	四国通商産業局	—	大阪大学
官職(当時)	局長	長官	学長
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成12年11月8日	平成12年11月8日	平成13年1月10日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	社団法人主催の晩さん会 (表彰式一連の行事)	社団法人主催の晩さん会 (表彰式一連の行事)	文化に関する懇談会
贈与等の内容又は報酬の内容	飲食の提供	飲食の提供	飲食の提供
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	約41,066円	約41,066円	約40,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	明細合計金額1,314,096円 を出席者32名で除した金額	明細合計金額1,314,096円 を出席者32名で除した金額	先方に照会
供給接待を受けた場合にあっては、当該供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及び職業（注2）	松山全日空ホテル 松山市一番町3-2-1 31名 社団法人総裁、同理事長、 受賞者等	松山全日空ホテル 松山市一番町3-2-1 31名 社団法人総裁、同理事長、 受賞者等	南地 大和屋 大阪市中央区宗右衛門町5 -22 8名 大学教官、民間企業（酒類 製造業）社員等
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	社団法人 東京都港区	社団法人 東京都港区	民間企業（酒類製造業） 大阪市
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位（注3）	—	—	—
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	科学技術庁と特許庁共管の 公益法人である。	科学技術庁と特許庁共管の 公益法人である。	利害関係なし

番 号	4	5	6
府省等	文部科学省	外務省	外務省
所属部局	大阪大学大学院文学研究科	—	大臣官房総務課外交史料館
官職(当時)	教授(評議員)	儀典長	課長補佐
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成13年1月10日	平成12年8月2日	平成12年5月21日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	文化に関する懇談会	意見交換	青年交流事業招へい(訪日外国人との会食)
贈与等の内容又は報酬の内容	飲食の提供	飲食の提供	飲食の提供
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	約40,000円	約33,000円	約30,864円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	先方に照会	メニューから推計	コース・料理単価から推計
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(注2)	南地 大和屋 大阪市中央区宗右衛門町5-22 8名 大学教官、民間企業(酒類製造業)社員等	築地 河庄双園 東京都中央区築地4-3-9 2名 博物館館長等	レストラン・ジパング 東京都千代田区永田町2-14-3 約20名 訪日外国人等
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	民間企業(酒類製造業) 大阪市	財団法人 東京都千代田区	国際機関 東京都千代田区
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位(注3)	—	副会長・専務理事	—
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	利害関係なし	利害関係なし	二国間協定に基づき設置された国際機関であり、利害関係はない。

番 号	7	8	9
府省等	内閣官房	総理府	総理府
所属部局	内閣外政審議室	—	大臣官房管理室
官職(当時)	内閣審議官	総理府次長	室長
贈与等により利益を受け 又は報酬の支払を受けた 年月日	平成12年6月6日	平成12年4月28日	平成12年4月28日
贈与等又は報酬の支払の 基因となった事実	会食	財団法人主催の賞の祝宴出席	財団法人主催の賞の祝宴出席
贈与等の内容又は報酬の 内容	飲食の提供	飲食の提供	飲食の提供
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額	約30,000円	約30,000円	約30,000円
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額として推計した額を 記載している場合にあって は、その推計の根拠	料理屋の格、出された料理 等から判断した。	祝宴にかかる総所要額約 7,700,000円÷出席者約250 名	祝宴にかかる総所要額約 7,700,000円÷出席者約250 名
供応接待を受けた場合に あっては、当該供応接待 を受けた場所の名称及び 住所並びに当該供応接待 の場に居合わせた者の人 数及び職業(注2)	紀尾井町 福田屋 東京都千代田区紀尾井町6 -12 5名 財団法人理事長、外務省職 員、画家、歯科医、美術工 芸社員	赤坂プリンスホテル 東京都千代田区紀尾井町1 2 約250名	赤坂プリンスホテル 東京都千代田区紀尾井町1 2 約250名
贈与等をした事業者等又 は報酬を支払った事業者 等の種別及び所在地	財団法人 東京都中央区	財団法人 東京都港区	財団法人 東京都港区
倫理法第2条第6項の規 定の適用を受ける役員等 が贈与等を行った場合に あっては、当該役員等の 役職又は地位(注3)	理事長	—	—
贈与等をし、又は報酬の 支払をした事業者等と職 員の職務との関係及び当 該職員が属する行政機関 等との関係	利害関係なし	総理府、科学技術庁、文部 省、外務省の共管法人である。	総理府、科学技術庁、文部 省、外務省の共管法人である。

番 号	10	11
府省等	外務省	外務省
所属部局	大臣官房文化交流部	在独大使館
官職(当時)	審議官	公使
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成12年4月28日	平成12年6月5日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	財団法人主催の賞の祝宴出席	外国企業(輸送用機械器具製造業)の安全運転トレーニング
贈与等の内容又は報酬の内容	飲食の提供	役務及び飲食の提供
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	約30,000円	約30,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	祝宴にかかる総所要額約7,700,000円÷出席者約250名	同様のトレーニングコース(1日コース)の通常の顧客に対する価格
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(注2)	赤坂プリンスホテル 東京都千代田区紀尾井町1-2 約250名	外国企業(輸送用機械器具製造業)テストコース(グローセ・デルン)約30名 独外務省儀典部局員、タジキスタン、マレーシア、トルコ等の大使他外交団員
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	財団法人 東京都港区	外国企業(輸送用機械器具製造業) ドイツ ベルリン市
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位(注3)	—	社長特別代表
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	総理府、科学技術庁、文部省、外務省の共管法人である。	知日独人としての関係である。

報酬（平成12年度）

番 号	1	2	3
府省等	文化庁	文化庁	厚生省
所属部局	国立国語研究所	国立国語研究所	国立身体障害者リハビリテーションセンター
官職(当時)	所長	所長	総長
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成12年7月27日	平成12年12月25日	平成12年7月7日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	小学校及び中学校の国語教科書の編集	小学校及び中学校の国語教科書の編集	書籍の出版（重版）
贈与等の内容又は報酬の内容	金銭（印税）	金銭（印税）	金銭（印税）
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	3,887,773円	3,527,000円	1,854,225円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	-	-	-
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（注2）	-	-	-
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	民間企業（出版業） 東京都品川区	民間企業（出版業） 東京都品川区	民間企業（出版業） 東京都文京区
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位（注3）	-	-	-
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	利害関係なし	利害関係なし	利害関係なし

番 号	4	5	6
府省等	文化庁	国税庁	国税庁
所属部局	東京国立博物館資料部情報調査研究室	東京国税局徴収部機動課	東京国税局調査第二部調査第2部門
官職(当時)	室長	課長	統括国税調査官
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成12年8月7日	平成13年1月31日	平成12年7月28日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	書籍の原稿執筆	書籍の原稿執筆	書籍の原稿執筆
贈与等の内容又は報酬の内容	金銭(原稿料)	金銭(原稿料)	金銭(原稿料)
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	1,344,000円	1,288,000円	1,250,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	—	—	—
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(注2)	—	—	—
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	民間企業(出版業) 東京都千代田区	民間企業(出版業) 大阪市	財団法人 東京都千代田区
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位(注3)	—	—	—
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	利害関係なし	利害関係なし	利害関係なし

番 号	7	8	9
府省等	厚生労働省	国土交通省	文部省
所属部局	国立身体障害者リハビリテーションセンター	住宅局住宅生産課	国立科学博物館筑波研究資料センター筑波実験植物園
官職(当時)	総長	課長補佐	主任研究官
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成12年11月7日	平成12年11月21日	平成12年7月17日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	書籍の出版(重版)	書籍の原稿執筆	書籍の原稿執筆
贈与等の内容又は報酬の内容	金銭(印税)	金銭(原稿料)	金銭(原稿料)
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	1,176,185円	1,110,000円	1,074,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	—	—	—
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(注2)	—	—	—
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	民間企業(出版業) 東京都文京区	民間企業(出版業) 東京都千代田区	民間企業(出版業) 東京都千代田区
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位(注3)	—	—	—
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	利害関係なし	利害関係なし	利害関係なし

番 号	10
府省等	国税庁
所属部局	東京国税局調査第一部調査 審理課
官職(当時)	課長
贈与等により利益を受け 又は報酬の支払を受けた 年月日	平成12年10月13日
贈与等又は報酬の支払の 基因となった事実	書籍の出版
贈与等の内容又は報酬の 内容	金銭(印税)
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額	1,050,000円
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額として推計した額を 記載している場合にあって は、その推計の根拠	—
供応接待を受けた場合に あっては、当該供応接待 を受けた場所の名称及び 住所並びに当該供応接待 の場に居合わせた者の人 数及び職業(注2)	—
贈与等をした事業者等又 は報酬を支払った事業者 等の種別及び所在地	財団法人 東京都千代田区
倫理法第2条第6項の規 定の適用を受ける役員等 が贈与等を行った場合に あっては、当該役員等の 役職又は地位(注3)	—
贈与等をし、又は報酬の 支払をした事業者等と職 員の職務との関係及び当 該職員が属する行政機関 等との関係	利害関係なし

金銭・物品等の供与（平成13年度）

番号	1	2	3
府省等	国家公安委員会	外務省	厚生労働省
所属部局	宮城県仙台中央警察署	大臣官房文化交流部人物交流課	国立保健医療科学院
官職(当時)	署長	課長	次長
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成13年10月11日	平成13年10月15日	平成14年3月6日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	警衛警備激励	映画祭	社団法人主催の賞の受賞
贈与等の内容又は報酬の内容	金銭（飲食品代等）	映画招待券332枚	金銭（副賞）
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	300,000円	約300,000円	300,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	—	一般人がチケットぴあで購入している入場料金が800円～1,500円（1枚）のため	—
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（注2）	—	—	—
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	警察協力団体 仙台市	財団法人 東京都中央区	社団法人 東京都新宿区
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位（注3）	—	—	—
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	警察官と県民との間の親しみと理解を図ることを目的として設立されたもので、利害関係はない。	利害関係なし（外務省より後援名義の使用許可）	利害関係なし

番号	4	5	6
府省等	国家公安委員会	国家公安委員会	独立行政法人 国立健康・栄養研究所
所属部局	北海道札幌方面苫小牧警察署	北海道釧路方面帯広警察署	食品表示分析・規格研究部 食品分析研究室
官職(当時)	署長	署長	室長
贈与等により利益を受け 又は報酬の支払を受けた 年月日	平成13年7月3日	平成13年12月13日	平成13年7月16日
贈与等又は報酬の支払の 基因となった事実	柔道、剣道、逮捕術、けん 銃訓練等に対する激励	歳末警戒に対する激励	ソフトウェアの開発におけ る助言
贈与等の内容又は報酬の 内容	金銭(食料品代等)	物品(みかん、清涼飲料水、 カップめん)	ソフトウェア(CD-ROM)
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額	250,000円	約250,000円	約240,000円
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額として推計した額を 記載している場合にあって は、その推計の根拠	—	店頭販売価格による調査	商品の定価
供応接待を受けた場合に あっては、当該供応接待 を受けた場所の名称及び 住所並びに当該供応接待 の場に居合わせた者の人 数及び職業(注2)	—	—	—
贈与等をした事業者等又 は報酬を支払った事業者 等の種別及び所在地	警察協力団体 苫小牧市	警察協力団体 帯広市	民間企業(精密機械器具製 造業) 東京都八王子市
倫理法第2条第6項の規 定の適用を受ける役員等 が贈与等を行った場合に あっては、当該役員等の 役職又は地位(注3)	—	—	—
贈与等をし、又は報酬の 支払をした事業者等と職 員の職務との関係及び当 該職員が属する行政機関 等との関係	警察官と道民との間の親し みと理解を図ることを目的 として設立されたもので、 利害関係はない。	警察官と道民との間の親し みと理解を図ることを目的 として設立されたもので、 利害関係はない。	利害関係なし

番 号	7	8	9
府省等	独立行政法人 国立健康・栄養研究所	国家公安委員会	国家公安委員会
所属部局	栄養所要量研究部微量栄養 成分代謝研究室	山口県警察本部	北海道旭川方面旭川中央警 察署
官職(当時)	室長	本部長	署長
贈与等により利益を受け 又は報酬の支払を受けた 年月日	平成13年7月16日	平成13年7月2日	平成13年12月14日
贈与等又は報酬の支払の 基因となった事実	ソフトウェアの開発におけ る助言	選挙違反取締本部に対する 激励	歳末警戒に対する激励
贈与等の内容又は報酬の 内容	ソフトウェア(CD-ROM)	金銭	金銭(食料品代等)
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額	約240,000円	200,000円	200,000円
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額として推計した額を 記載している場合にあつ ては、その推計の根拠	商品の定価	-	-
供応接待を受けた場合に あつては、当該供応接待 を受けた場所の名称及び 住所並びに当該供応接待 の場に居合わせた者の人 数及び職業(注2)	-	-	-
贈与等をした事業者等又 は報酬を支払った事業者 等の種別及び所在地	民間企業(精密機械器具製 造業) 東京都八王子市	警察協力団体 山口市	警察協力団体 旭川市
倫理法第2条第6項の規 定の適用を受ける役員等 が贈与等を行った場合に あつては、当該役員等の 役職又は地位(注3)	-	-	-
贈与等をし、又は報酬の 支払をした事業者等と職 員の職務との関係及び当 該職員が属する行政機関 等との関係	利害関係なし	警察官と県民との間の親し みと理解を図ることを目的 として設立されたもので、 利害関係はない。	警察官と道民との間の親し みと理解を図ることを目的 として設立されたもので、 利害関係はない。

番 号	1 0
府省等	国家公安委員会
所属部局	宮城県仙台南警察署
官職(当時)	署長
贈与等により利益を受け 又は報酬の支払を受けた 年月日	平成13年12月13日
贈与等又は報酬の支払の 基因となった事実	年末警戒激励慰問
贈与等の内容又は報酬の 内容	物品（電気器具等）
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額	約190,000円
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額として推計した額を 記載している場合にあって は、その推計の根拠	警察協力団体の年間事業計画 として総会で承認されている 事業で、予算は1か所10,000 円の物品としており、激励慰 問した交番、駐在所等19か所 であることから、合計190,000 円とした
供応接待を受けた場合に あっては、当該供応接待 を受けた場所の名称及び 住所並びに当該供応接待 の場に居合わせた者の人 数及び職業（注2）	—
贈与等をした事業者等又 は報酬を支払った事業者 等の種別及び所在地	警察協力団体 仙台市
倫理法第2条第6項の規 定の適用を受ける役員等 が贈与等を行った場合に あっては、当該役員等の 役職又は地位（注3）	—
贈与等をし、又は報酬の 支払をした事業者等と職 員の職務との関係及び当 該職員が属する行政機関 等との関係	警察官と県民との間の親し みと理解を図ることを目的 として設立されたもので、 利害関係はない。

供応接待（平成13年度）

番 号	1	2	3
府省等	人事院	外務省	外務省
所属部局	国家公務員倫理審査会事務局	大臣官房文化交流部	—
官職(当時)	事務局長	部長	事務次官
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成13年7月25日	平成13年4月27日	平成13年12月19日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	懇親及び意見交換	財団法人主催の賞の祝宴出席	意見交換会
贈与等の内容又は報酬の内容	飲食の提供	飲食の提供	飲食の提供
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	約34,591円	約30,000円	約30,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	費用総額103,771円を3等分	飲食全体の費用約700万円を出席者数で均等割り	主催者側に確認
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（注2）	伊勢長 帝国ホテル店 東京都千代田区内幸町1-1-1 2名 民間企業会長及び認可法人理事（いずれも人事院OB）	ホテル・ニューオータニ 東京都千代田区紀尾井町4-1-1 約250名	ホテルオークラ 東京都港区虎ノ門2-10-4 12名 民間企業（商社）6名、外務省6名
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	民間企業（小売業） 東京都港区	財団法人 東京都港区	民間企業（商社） 東京都港区
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位（注3）	会長	—	取締役社長
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	利害関係なし	内閣府、外務省、文部科学省の共管法人である。	外交について意見交換をする関係である。

番 号	4	5	6
府省等	外務省	外務省	外務省
所属部局	大臣官房	大臣官房領事移住部	経済局
官職(当時)	官房長	部長	局長
贈与等により利益を受け 又は報酬の支払を受けた 年月日	平成13年12月19日	平成13年12月19日	平成13年12月19日
贈与等又は報酬の支払の 基因となった事実	意見交換会	意見交換会	意見交換会
贈与等の内容又は報酬の 内容	飲食の提供	飲食の提供	飲食の提供
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額	約30,000円	約30,000円	約30,000円
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額として推計した額を 記載している場合にあって は、その推計の根拠	主催者側に確認	主催者側に確認	主催者側に確認
供応接待を受けた場合に あっては、当該供応接待 を受けた場所の名称及び 住所並びに当該供応接待 の場に居合わせた者の人 数及び職業(注2)	ホテルオークラ 東京都港区虎ノ門2-10-4 12名 民間企業(商社)6名、外 務省6名	ホテルオークラ 東京都港区虎ノ門2-10-4 12名 民間企業(商社)6名、外 務省6名	ホテルオークラ 東京都港区虎ノ門2-10-4 12名 民間企業(商社)6名、外 務省6名
贈与等をした事業者等又 は報酬を支払った事業者 等の種別及び所在地	民間企業(商社) 東京都港区	民間企業(商社) 東京都港区	民間企業(商社) 東京都港区
倫理法第2条第6項の規 定の適用を受ける役員等 が贈与等を行った場合に あっては、当該役員等の 役職又は地位(注3)	取締役社長	取締役社長	取締役社長
贈与等をし、又は報酬の 支払をした事業者等と職 員の職務との関係及び当 該職員が属する行政機関 等との関係	外交について意見交換をする 関係である。	外交について意見交換をする 関係である。	外交について意見交換をする 関係である。

番 号	7	8	9
府省等	外務省	外務省	外務省
所属部局	総合外交政策局	アジア太平洋局	経済局
官職(当時)	審議官	審議官	総務参事官
贈与等により利益を受け 又は報酬の支払を受けた 年月日	平成13年12月19日	平成13年12月19日	平成13年12月19日
贈与等又は報酬の支払の 基因となった事実	意見交換会	意見交換会	意見交換会
贈与等の内容又は報酬の 内容	飲食の提供	飲食の提供	飲食の提供
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額	約30,000円	約30,000円	約30,000円
贈与等により受けた利益 又は支払を受けた報酬の 価額として推計した額を 記載している場合にあつ ては、その推計の根拠	主催者側に確認	主催者側に確認	主催者側に確認
供応接待を受けた場合に あつては、当該供応接待 を受けた場所の名称及び 住所並びに当該供応接待 の場に居合わせた者の人 数及び職業(注2)	ホテルオークラ 東京都港区虎ノ門2-10 -4 12名 民間企業(商社)6名、外 務省6名	ホテルオークラ 東京都港区虎ノ門2-10 -4 12名 民間企業(商社)6名、外 務省6名	ホテルオークラ 東京都港区虎ノ門2-10 -4 12名 民間企業(商社)6名、外 務省6名
贈与等をした事業者等又 は報酬を支払った事業者 等の種別及び所在地	民間企業(商社) 東京都港区	民間企業(商社) 東京都港区	民間企業(商社) 東京都港区
倫理法第2条第6項の規 定の適用を受ける役員等 が贈与等を行った場合に あつては、当該役員等の 役職又は地位(注3)	取締役社長	取締役社長	取締役社長
贈与等をし、又は報酬の 支払をした事業者等と職 員の職務との関係及び当 該職員が属する行政機関 等との関係	外交について意見交換をす る関係である。	外交について意見交換をす る関係である。	外交について意見交換をす る関係である。

番 号	1 0	1 1
府省等	文部科学省	文部科学省
所属部局	京都大学大学院経済学研究科	京都大学大学院経済学研究科
官職(当時)	教授(科長)	教授(経済学部経済学科長)
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成13年10月18日	平成13年10月18日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	シンポジウム終了後の会食	シンポジウム終了後の会食
贈与等の内容又は報酬の内容	飲食の提供	飲食の提供
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	約30,000円	約30,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	当該供給場所の相場から判断	当該供給場所の相場から判断
供給接待を受けた場合にあっては、当該供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及び職業(注2)	南禅寺「菊水」 京都市左京区南禅寺 12名 大学教官、中国復旦大学教員、民間企業(電気機械器具製造業)社員	南禅寺「菊水」 京都市左京区南禅寺 12名 大学教官、中国復旦大学教員、民間企業(電気機械器具製造業)社員
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	民間企業(電気機械器具製造業) 京都市	民間企業(電気機械器具製造業) 京都市
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位(注3)	-	-
贈与等をし、又は報酬を支払った事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	利害関係なし	利害関係なし

報酬（平成13年度）

番号	1	2	3
府省等	厚生労働省	厚生労働省	独立行政法人土木研究所
所属部局	国立身体障害者リハビリテーションセンター	国立保健医療科学院生活環境部	基礎道路技術研究グループ
官職(当時)	総長	部長	上席研究員
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成13年7月7日	平成13年6月29日	平成13年12月10日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	書籍の出版（重版）	書籍の原稿執筆	書籍の原稿執筆
贈与等の内容又は報酬の内容	金銭（印税）	金銭（原稿料）	金銭（原稿料）
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	3,122,870円	1,644,000円	1,590,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	—	—	—
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（注2）	—	—	—
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	民間企業（出版業） 東京都文京区	社団法人 東京都渋谷区	社団法人 東京都千代田区
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位（注3）	—	—	—
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	利害関係なし	利害関係なし	利害関係なし

番 号	4	5	6
府省等	外務省	国土交通省	警察庁
所属部局	総合外交政策局国際科学協力室	関東地方整備局道路部道路工事課	刑事局
官職(当時)	室長	課長	局長
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成13年4月26日	平成13年7月25日	平成13年7月17日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	書籍の出版	書籍の原稿執筆	書籍の出版
贈与等の内容又は報酬の内容	金銭(印税)	金銭(原稿料)	金銭(印税)
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	1,496,880円	1,444,000円	1,114,100円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	—	—	—
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(注2)	—	—	—
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	民間企業(出版業) 東京都千代田区	財団法人 東京都中央区	民間企業(出版業) 東京都千代田区
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位(注3)	—	—	—
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	利害関係なし	利害関係なし	利害関係なし

番 号	7	8	9
府省等	国税庁	財務省	国税庁
所属部局	東京国税局課税第一部資産課税課	財務総合政策研究所	東京国税局調査第一部調査審理課
官職(当時)	国税実査官	次長	課長補佐
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成13年10月17日	平成13年4月26日	平成13年5月16日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	書籍の原稿執筆	書籍の出版	書籍の原稿執筆
贈与等の内容又は報酬の内容	金銭(原稿料)	金銭(印税)	金銭(原稿料)
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	1,111,500円	1,056,000円	1,050,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	—	—	—
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(注2)	—	—	—
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	財団法人 東京都千代田区	民間企業(出版業) 東京都千代田区	民間企業(出版業) 東京都千代田区
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位(注3)	—	—	—
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	利害関係なし	利害関係なし	利害関係なし

番 号	10
府省等	総務省
所属部局	大臣官房会計課厚生企画管理室
官職(当時)	課長補佐
贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	平成14年1月25日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	書籍の原稿執筆
贈与等の内容又は報酬の内容	金銭(原稿料)
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	1,000,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	—
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(注2)	—
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の種別及び所在地	民間企業(出版業) 東京都港区
倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位(注3)	—
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関等との関係	利害関係なし

別表第二

1 平成12年度

贈与等の報告の区分	贈与等により受けた利益等の価額の最も高いもの	当該価額となった理由
金銭・物品等の供与	文部省名古屋大学大学院医学研究科教授（医学部附属病院長）（当時）に係る贈与等の報告	民間企業（新聞業）主催の賞の受賞の副賞として、当該企業が設定した金銭及び腕時計を受領したことによる。
	文部省岡崎国立共同研究機構分子科学研究所教授（理論研究系研究主幹）（当時）に係る贈与等の報告	
供応接待	通商産業省四国通商産業局長（当時）に係る贈与等の報告	社団法人主催の表彰式の一連の行事である晩さん会に出席したことによる。
	特許庁長官（当時）に係る贈与等の報告	
報酬	文化庁国立国語研究所長（当時）に係る贈与等の報告	編集した小学校及び中学校の国語教科書が大量に出版されたことに伴う印税が、事業者の設定した印税支出の基準によって支払われたことによる。

2 平成13年度

贈与等の報告の区分	贈与等により受けた利益等の価額の最も高いもの	当該価額となった理由
金銭・物品等の供与	国家公安委員会官城県仙台中警察署長（当時）に係る贈与等の報告	警察協力団体の総会で承認を得た年間執行計画に基づいて、当該団体から国民体育大会夏季大会、秋季大会、全国障害者スポーツ大会に伴う警備警備活動に従事する警察署員に対し、激励として提供された金銭を署長が代表して受領したことによる。
	外務省大臣官房文化交流部人物交流課長（当時）に係る贈与等の報告	財団法人の主催する映画祭（無名の若手監督の作品が中心となるコンクール企画であり、できるだけ多くの人々に見てもらうためのもの）を外務省が後援していることから、課長が代表して宣伝用の招待券（1枚800円～1,500円）332枚（映画祭には百数十作品が出品されており、一作品あたり2枚程度配布され、全体で332枚となった。）を受領したことによる。
	厚生労働省国立保健医療科学院次長（当時）に係る贈与等の報告	社団法人主催の賞の受賞の副賞として、当該法人が設定した金銭を受領したことによる。
供応接待	人事院国家公務員倫理審査会事務局長（当時）に係る贈与等の報告	職場の同僚であった民間企業（小売業）の会長から都内ホテルに招待を受け、懇親と意見交換を兼ねた会合を持ったことによる。
報酬	厚生労働省国立身体障害者リハビリテーションセンター総長（当時）に係る贈与等の報告	書籍の重版が9,322冊出版されたことに伴う印税が、事業者の設定した印税支出の基準によって支払われたことによる。

別表第三

<p>写しの交付を行っていない府省等</p>	<p>会計検査院、内閣官房、司法制度改革推進本部、内閣法制局、内閣府、宮内庁、国家公安委員会、警察庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、社会保険庁、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁、環境省</p> <p>(特定独立行政法人)</p> <p>国立公文書館、駐留軍等労働者労務管理機構、通信総合研究所、消防研究所、統計センター、酒類総合研究所、造幣局、国立印刷局、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、国立博物館、国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、さけ・ます資源管理センター、水産大学校、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、工業所有権総合情報館、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校、自動車検査、国立環境研究所</p> <p>日本郵政公社</p>
<p>写しの交付を行っている府省等</p>	<p>人事院、公正取引委員会、公害等調整委員会</p> <p>(特定独立行政法人)</p> <p>国立特殊教育総合研究所、国立国語研究所、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、文化財研究所</p>

(注) 「写しの交付を行っている府省等」には、これまで写しの交付を求められたことはないが、求められた場合には、写しの交付を行うこととしている府省等を含む。